

総行公第81号

平成19年10月2日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿

総務事務次官

地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復と服務規律の確保について

各地方公共団体においては、年金記録問題の解決に向けた政府の取組に関して、年金相談への対応窓口の設置など種々の御尽力をいただいているところである。

しかしながら、今般、年金記録問題に関連して行われた社会保険庁の調査において、過去における市区町村職員による年金保険料の着服事案が明らかにされ、国民・住民の地方行政に対する信頼を揺るがす問題となっているところである。

こうした事案は、一度生じれば地方行政及び地方公務員全体に対する国民・住民の信頼を著しく損ね、行政の執行に多大なる悪影響をもたらす結果となるものであり、各団体におかれては、このことを十分認識していただき、改めて厳正な服務規律の確保と適正な行政執行体制の確立に全力を尽くしていただくようお願いする。

また、違法行為又は服務規律違反の行為があった場合においては、速やかに実情を調査し、事案に即して懲戒処分や刑事告発を含めた厳正な措置を採るとともに、国民・住民への説明責任を果たし、不祥事の再発を防止するための適正な行政執行体制の確立を図っていただくなど、地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復に努められるようお願いする。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、速やかにこの旨を周知徹底するよう併せてお願いする。

以上、命により通知する。